

(修士論文審査基準)

- 1 人文科学総合研究科における修士論文の位置づけ
各専攻領域に関する基盤的知識を習得し、それらの学際的關係に留意しながらも、特定領域における教養及び専門的研究能力が身につけていることを確認する。
- 2 提出できる資格のある者
前期2年の課程に1年以上在学し、かつ、所定の単位を修得または修得見込みであること。
- 3 提出に至るまでの手続き
各専攻が定める研究指導内規に従って、「年次研究計画書」を提出の上、年次ごとに指導教員の指導を受けること。
- 4 修士の学位論文審査体制
 - (1) 研究科委員会の承認する3名の審査委員が行う。
 - (2) 研究科委員会が必要と認めた場合には、その論文に関連のある他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員にすることができる。
 - (3) 学位申請者には、以下に定める論文評価の項目において審査委員の査読の後、学位論文の審査終了後、学位論文を中心として、広くこれに関連のある科目について試問(口頭又は筆答)によって行う。
- 5 修士論文評価の基準
 - (1) 研究目的の妥当性
テーマは明確な目的・問題意識のもとに、適切な課題設定がなされている。
 - (2) 研究方法の妥当性
先行研究が十分に吟味・検討され、かつ事実調査・文献資料の探索が充分であり、適切に実施されている。
 - (3) 目的と結論の整合性
研究課題の目的と、研究・調査の方法によって導き出された結論に、論理的な整合性がある。
 - (4) 論文の構成・体裁
論文構成が的確であり、図表・引用等の記述が適切で論文として体裁が整っている。
 - (5) その他、オリジナリティ
論文全体を通してオリジナリティがあり、明確な結論を導きだしている。

(博士論文審査基準)

- 6 人文科学総合研究科における博士論文の位置づけ
各専攻領域に関する基盤的知識を習得し、それらの学際的關係に留意しながらも、特定領域における高度な教養及び深い専門的研究能力が身につけていることを確認する。
- 7 提出できる資格のある者
 - (1) 後期3年の課程に1年以上在学した者
 - (2) 本大学院の博士課程を経ない者であっても、専攻学術に関し本大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認されたもの
- 8 提出に至るまでの手続き
各専攻が定める研究指導内規に従って、「年次研究計画書」を提出の上、年次ごとに指導教員の指導を受けること。
- 9 博士の学位論文審査体制
 - (1) 研究科委員会の承認する3名の審査委員が行う。
 - (2) 研究科委員会が必要と認めた場合には、その論文に関連のある他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員にすることができる。
 - (3) 学位申請者には、以下に定める論文評価の項目において審査委員の査読及び、学位論文の審査終了後、学位論文を中心として、広くこれに関連のある科目について筆答及び、公開口頭試問を課す。
- 10 博士論文評価の基準
 - (1) 研究目的の妥当性
テーマは明確な目的・問題意識のもとに、適切な課題設定がなされている。
 - (2) 研究方法の妥当性

先行研究が十分に吟味・検討され、かつ事実調査・文献資料の探索が充分であり、適切に実施されている。

(3) 目的と結論の整合性

研究課題の目的と、研究・調査の方法によって導き出された結論に、論理的な整合性がある。

(4) 論文の構成・体裁

論文構成が的確であり、図表・引用等の記述が適切で論文として体裁が整っている。

(5) 知的貢献

論文が学界・社会に対して相当の知的貢献があると認められる。

附 則

この基準は、令和3年9月8日から施行する。